

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 澤 保

第153期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町ルの3 当社山中工場
3. 会議の目的事項
報 告 事 項

1. 第153期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第153期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件
- 第4号議案 当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に改善の遅れが見られますが、政府の経済政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いています。また、海外経済において、米国では、新大統領による雇用拡大政策などもあり安定的な成長が継続し、アジア地域においても中国の各種政策の効果により持ち直しつつあるなど、実体経済は全体として緩やかな回復傾向のなかで推移しました。

このような情勢のもと鋼管業界におきましては、住宅関連では着工数が増加し、自動車関連においてもバス・トラックなどを中心に堅調に推移しました。一方で鉄鋼原材料の値上がりを背景に市場において鉄鋼製品の価格改定が行われたことや、一部に人手が不足するなどの要因によりオリンピック関連施設の建設やインフラ投資の遅れ等、需給環境の回復は鈍く、市況は不安定な状態が続きました。

当社グループといたしましては、普通鋼製品・ステンレス鋼製品は原材料価格の上昇などにより価格是正を行いました。また、需給環境は底堅く、市況は好調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は36,363百万円（前年度比0.9%増）、営業利益1,657百万円（前年度比121.1%増）、経常利益1,814百万円（前年度比140.4%増）となりました。なお、特別利益に投資有価証券売却益を計上したものの、関西工場のリム生産中止によるリム工場等の解体撤去及び土壌改良費用等を特別損失の事業構造改善費用に計上しています。また、国内子会社において、会計基準に基づき回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を計上いたしました。これらの要因等により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,296百万円（前年度比500.3%増）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

#### 〔鋼管関連事業〕

普通鋼製品においては、建設関連の需要は、全国的には盛り上がりが見られないものの首都圏を中心に活発に推移し、自動車関連の需要も比較的堅調に推移しました。また、海外経済が緩やかな回復傾向であるため、鉄鋼業界を取り巻く環境は比較的安定した状況が続きました。そのような状況において、戸建住宅関連や各種商業施設の出店・物流倉庫関連、バス・トラック部材など積極的に販売活動を行いました。

ステンレス製品につきましては、原材料であるニッケル価格が変動するなか、製品販売価格への転嫁と生産効率の更なる改善を行い、一定の収益改善を行うことができました。また、食品や飲料、製薬・医療関連、建材関連、鉄道車両関連などの販売は前期に引き続き比較的堅調に推移しました。

なお、電解研磨処理を施した耐食性・洗浄性・意匠性に優れたステンレス鋼管の新製品につきましては、鉄道車両関連等の引き合いが増加しています。

この結果、当事業の売上高は34,847百万円（前年度比2.4%増）、営業利益は1,383百万円（前年度比251.5%増）となりました。

#### 〔自転車関連事業〕

国内の自転車業界につきましては、需要回復は弱く、国内生産車・輸入車ともに販売は減少傾向が続きました。健康志向や環境・省エネなどの配慮から愛好者の広がりがあるスポーツ用自転車の販売は、比較的安定した需要があるものの、多くが輸入商品であることから、為替変動の影響を受けやすく、市場は厳しい環境が続いております。

このような状況のなかで、「アラヤ」及び「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車については、独自の商品企画力を発揮して、ユーザーの支持を得られるような話題性のある新商品の提供に努めました。

国内生産の中心となっております電動アシスト自転車は、徐々に品揃えが多様化しており、需要は比較的堅調に推移しております。それに採用されている当社のステンレスリムは強度・精度面の評価が高く、販売を維持することができましたが、当期末をもってステンレスリムの生産を中止しており、今後は代替品としてアルミリムの販売に注力します。

アルミリムについては引き続き中高級品に絞り込み、インドネシア子会社との連携により拡販に努めました。

この結果、当事業の売上高は988百万円（前年度比35.4%減）、営業利益は9百万円（前年度比70.1%減）となりました。

#### 〔その他の事業〕

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心に、東京都江東区の自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入や大阪府茨木市の社員寮跡地の地代収入も加わり、安定した業績をあげております。

この結果、売上高は430百万円（前年度比7.3%増）、営業利益は359百万円（前年度比9.0%増）となりました。

機械設備関連の販売につきましては、景気が回復基調にあるなかで、企業の収益改善から設備投資が持ち直しており、主要ユーザーの自動車部品業界においても新規設備の引き合いが出てきておりますが、輸入機械設備の販売は、為替動向、製品輸出動向など企業にとって先行きに不透明感があり、引き合い案件の進捗は不確かな状況が続いております。

この結果、売上高は97百万円（前年度比23.1%増）、営業利益は7百万円（前年度は営業損失7百万円）となりました。

## 事業別売上高

| 区 分           | 当連結会計年度<br>(平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで) |       | 前連結会計年度<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) |       | 前 年 度 比 |       |
|---------------|------------------------------------------|-------|------------------------------------------|-------|---------|-------|
|               | 金 額                                      | 構成比   | 金 額                                      | 構成比   | 金 額     | 増減率   |
| 鋼 管 関 連 事 業   | 34,847                                   | 95.8  | 34,022                                   | 94.4  | 825     | 2.4   |
| 自 転 車 関 連 事 業 | 988                                      | 2.7   | 1,530                                    | 4.2   | △542    | △35.4 |
| そ の 他 の 事 業   | 527                                      | 1.5   | 480                                      | 1.4   | 47      | 9.9   |
| 合 計           | 36,363                                   | 100.0 | 36,032                                   | 100.0 | 331     | 0.9   |

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は393百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・ 当社 名古屋工場 鋼管関連事業 シートレールラインの改造
- ・ 当社 関西工場 鋼管関連事業 既存造管ラインの更新

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度                 | 平成25年度<br>第150期 | 平成26年度<br>第151期 | 平成27年度<br>第152期 | 平成28年度<br>(当連結会計年度)<br>第153期 |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 37,129          | 36,819          | 36,032          | 36,363                       |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 655             | 884             | 754             | 1,814                        |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 425             | 601             | 215             | 1,296                        |
| 1株当たり当期純利益                | 7円66銭           | 10円83銭          | 3円89銭           | 23円44銭                       |
| 総 資 産 (百万円)               | 39,820          | 41,261          | 38,867          | 41,632                       |
| 純 資 産 (百万円)               | 20,492          | 22,177          | 21,113          | 22,815                       |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度       | 平成25年度<br>第150期 | 平成26年度<br>第151期 | 平成27年度<br>第152期 | 平成28年度<br>(当事業年度)<br>第153期 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 20,998          | 20,840          | 19,775          | 19,358                     |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 726             | 549             | 563             | 1,244                      |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 400             | 369             | 300             | 305                        |
| 1 株当たり当期純利益     | 7円21銭           | 6円66銭           | 5円40銭           | 5円52銭                      |
| 総 資 産 (百万円)     | 26,565          | 28,149          | 26,583          | 28,558                     |
| 純 資 産 (百万円)     | 16,552          | 17,547          | 16,935          | 17,488                     |

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済の動向や欧州・中国などの海外景気の不確実性、為替変動による各種コストの上昇など懸念材料もありますが、企業収益改善による設備投資の回復など、全体としては緩やかに回復していくと思われます。

鋼管業界におきましては、公共投資の増加、特に東京オリンピック・パラリンピックを控えて首都圏の整備・再開発、震災復興需要の進展などにより、鋼管製品等の販売は増加するものと期待されます。

当社グループでは、引き続き提案型営業の推進と固有の製品開発に重点を置き、グループ企業間の連携を強化するとともに、関西工場を中心とする鋼管事業生産体制の再編に注力することで、より一層効率的な生産・販売活動を行ってまいります。

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

① 鋼管関連事業

鋼管、型鋼及び各種金属製品の製造、加工ならびに販売

② 自転車関連事業

- ・「アラヤ」ブランドの自転車用リム等の製造、加工ならびに販売
- ・「アラヤ」及び「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車の製造、販売

(7) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社(営業部) 大阪市中央区南船場二丁目12番12号  
営 業 所 東京営業所・鋼管営業（東京都江東区）  
名古屋営業所・鋼管営業（名古屋市）  
工 場 関西工場（大阪市）  
名古屋工場（名古屋市）  
千葉工場（千葉県酒々井町）  
山中工場（石川県加賀市）

② 子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社

本社（大阪市）、東京支店、名古屋支店、福岡支店、  
東北営業所（宮城県）、静岡営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）  
大栄鋼業株式会社（大阪府岸和田市）  
P.T. パブリック アラヤ インドネシア（インドネシア共和国）  
PT. アラヤ スチール チューブ インドネシア（インドネシア共和国）

(8) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

| 事 業 区 分       | 従業員数 | 前 年 度 比 |
|---------------|------|---------|
| 鋼 管 関 連 事 業   | 373名 | 4名 増    |
| 自 転 車 関 連 事 業 | 83名  | 1名 減    |
| そ の 他 の 事 業   | 9名   | 1名 減    |
| 全 社（共 通）      | 59名  | 1名 増    |
| 合 計           | 524名 | 3名 増    |

- (注) 1. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。  
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金     | 出資比率   | 主要な事業内容          |
|-------------------------|-----------|--------|------------------|
| アラヤ特殊金属株式会社             | 300百万円    | 85.0%  | 鋼管及び各種金属製品の販売    |
| 大 栄 鋼 業 株 式 会 社         | 10百万円     | 100.0% | 鋼管製品の製造、加工       |
| P.T.パブリック アラヤ インドネシア    | 4,200千ドル  | 99.9%  | 自転車用リムの製造、販売     |
| PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア | 15,000千ドル | 90.0%  | 鋼管製品の製造、加工ならびに販売 |

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,331 百万円 |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行           | 1,086     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 684       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 554       |

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 60,453,268 株  
(3) 株 主 数 3,692 名（単元未満株主数を含む）  
(4) 大 株 主（上 位 10 名）

| 株 主 名                | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 北 國 銀 行      | 2,588 千株 | 4.68 %  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行        | 2,588    | 4.68    |
| 日 新 製 鋼 株 式 会 社      | 2,563    | 4.63    |
| 大 同 生 命 保 険 株 式 会 社  | 2,370    | 4.28    |
| 加 賀 商 工 有 限 会 社      | 2,101    | 3.79    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行    | 2,096    | 3.79    |
| 阪 和 興 業 株 式 会 社      | 1,775    | 3.20    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行    | 1,576    | 2.85    |
| J F E ス チ ール 株 式 会 社 | 1,403    | 2.53    |
| 新 家 正 彦              | 1,281    | 2.31    |

(注) 1. 持株比率は、自己株式（5,153,012株）を控除して計算しております。

2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。

### 3. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

| 地 位                  | 氏 名       | 担 当                                                                                              | 重要な兼職の状況                         |
|----------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 代表取締役社長              | 澤 保       |                                                                                                  | 大 同 工 業 株 式 会 社<br>社外取締役         |
| 代表取締役専務              | 阪 口 勉     | 経 営 企 画 ・<br>管 理 本 部 ・<br>海 外 事 業 統 括                                                            |                                  |
| 専 務 取 締 役            | 佐久間 博     | 営 業 本 部 ・ 資 材<br>・ 商 品 開 発 統 括                                                                   | ア ラ ヤ 特 殊 金 属 株 式 会 社<br>代表取締役社長 |
| 常 務 取 締 役            | 木戸口 茂     | 製 造 本 部 ・<br>生 産 技 術 ・<br>技 術 開 発 統 括 兼<br>製 造 本 部 長 兼<br>品 質 管 理 部 長                            |                                  |
| 常 務 取 締 役            | 一 澤 俊 作   | 管 理 本 部 長 兼<br>総 務 部 長                                                                           |                                  |
| 常 務 取 締 役            | 井 上 智 司   | 営 業 本 部 長 兼<br>鋼 管 営 業 統 括 部 長<br>資 材 部 長<br>PT. ア ラ ヤ ス チ ー ル<br>チ ュ ー プ イ ン ド ネ シ ア<br>業 務 管 掌 |                                  |
| 取 締 役                | 上 村 恵 一   | 経 理 部 長                                                                                          | 株 式 会 社 新 家 開 発<br>代表取締役社長       |
| 取 締 役                | 安 仲 勤     | 経 営 企 画 部 長 兼<br>海 外 事 業 統 括 部 長                                                                 |                                  |
| 取 締 役                | 新 家 正 彦   |                                                                                                  |                                  |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 笠 間 司 朗   |                                                                                                  |                                  |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 夏 住 要 一 郎 |                                                                                                  | 弁 護 士                            |



| 地 位            | 氏 名     | 担 当 | 重要な兼職の状況                                                                                     |
|----------------|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 西 尾 宇一郎 |     | 公 認 会 計 士<br>税 理 士<br>関西学院大学専門職大学院<br>経営戦略研究科教授<br>ザ・パックス株式会社<br>社外監査役<br>ケイミュー株式会社<br>社外監査役 |

- (注) 1. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎及び西尾 宇一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集を行い、監査の実効性を高め、監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 西尾 宇一郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年6月28日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって、当社は、監査等委員会設置会社へ移行したため、監査役 笠間 司朗、夏住 要一郎、土田 秋雄、谷 健二の4氏は任期満了により退任いたしました。また、同日付で笠間 司朗、夏住 要一郎、西尾 宇一郎の3氏が監査等委員である取締役に就任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                            | 人数          | 報酬等の額            | 摘 要                                   |
|--------------------------------|-------------|------------------|---------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 12名<br>(1名) | 167百万円<br>(1百万円) | 平成28年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額207百万円以内 |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 3名<br>(2名)  | 21百万円<br>(11百万円) | 平成28年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額39百万円以内  |
| 監査役<br>(うち社外監査役)               | 4名<br>(2名)  | 8百万円<br>(3百万円)   | 平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額39百万円以内  |
| 合 計                            | 19名         | 198百万円           |                                       |

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与と相当額の繰入額13百万円（取締役（監査等委員を除く）11百万円、取締役（監査等委員）2百万円）を含めております。
4. 上記報酬等の額のほか、平成24年6月27日開催の第148期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して5百万円、退任社外監査役1名に対して0百万円支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

| 区 分              | 氏 名     | 兼 職 先     | 兼職内容  | 当該他の法人等との関係                  |
|------------------|---------|-----------|-------|------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 西 尾 宇一郎 | ザ・バック株式会社 | 社外監査役 | 当社とザ・バック株式会社との間に特別な関係はありません。 |
|                  |         | ケイミュ株式会社  | 社外監査役 | 当社とケイミュ株式会社との間に特別な関係はありません。  |

- (注) 1. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎は、シャープ株式会社の社外監査役を兼務していましたが、平成28年6月23日をもって退任しております。なお、当社とシャープ株式会社との間に特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎は、太陽工業株式会社の社外監査役を兼務していましたが、平成29年3月30日をもって退任しております。なお、当社と太陽工業株式会社との間に特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                           |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 夏 住 要一郎 | 平成28年6月28日に監査役を退任するまで開催の取締役会3回及び監査役会3回のすべてに出席し、また平成28年6月28日に監査等委員である取締役に就任以降開催の取締役会14回及び監査等委員会6回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 西 尾 宇一郎 | 当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会6回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。                                                                      |

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額                         | 20百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。
2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、会社法第340条第5項の規定に基づき、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したときまたは監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社および関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」とする。）の取締役、使用人が法令・定款および社内諸規程を遵守するとともにコンプライアンス活動の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定・運用する。
  - ・コンプライアンスに関連する社内諸規程の改定・教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
  - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部監査室を窓口とする内部通報体制を構築・運用し、組織的または個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る。
  - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・職務執行に係る情報は文書により記録・保存する。
  - ・文書の保存期間およびその他の管理体制については「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理を体系的に定める「リスク管理基本規程」を制定・運用する。
  - ・全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会を設置する。
  - ・緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急事態対応規程」を制定・運用する。
  - ・「内部情報等の管理に関する規程」に基づき、総務部を主幹としたインサイダー取引防止体制を構築・運用し、インサイダー取引の発生を未然に防止する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は法令・定款・「取締役会規則」に基づき、原則として月一回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事情の決議・報告を行う。

- ・各部門を担当する取締役は実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・当社グループの経営効率の向上を図り、グループとしての発展を遂げるため、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図る。
  - ・関係会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について、必要に応じて適宜取締役会に報告させる。
  - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、担当取締役に報告を行う体制を構築・運用する。
  - ・関係会社の事業運営やリスク管理体制等については、担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる。
  - ・「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮・命令からの独立性を確保する体制および監査等委員会からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用する。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。
  - ・「監査等委員会監査等基準」、「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社の担当取締役が当該会社から報告を受けた業務上重要な事項につき、監査等委員会に報告する体制を構築・運用する。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席する。
  - ・監査等委員である取締役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人に対して報告を求めることができる。

- ・監査等委員会は、必要に応じ、外部専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとする。
- ・監査等委員会は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社の経営理念を企業行動憲章として定めた「グループ企業行動規範」に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・必要に応じて、社内規程の改定を行い、適宜周知・教育を行うことにより、当社グループにおけるコンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ・取締役の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制として、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項については、監査等委員である社外取締役を含めた取締役会において十分審議したうえで決議しております。
- ・当社グループの事業の報告については、定期的に当社取締役会で報告を行い、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適宜関係部門へ指示を行っております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

(会社の財務及び事業の方針の決定)

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、株主等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

一、常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する

一、公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する

一、自然と調和し国際社会と共生する

一、お客様を大切にし、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来114年におよぶ歴史の中で培われた製造技術とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月26日開催の第150期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について、株主の皆様からご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

- ④ ②及び③の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由
- ・ 買収防衛策に関する指針に適合していること

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。



- ・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること  
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。  
本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。
- ・ 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと  
本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。  
このことは、本プランが、継続（導入）に際して株主総会決議による承認を得ていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。
- ・ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。  
このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

---

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部      |        | 負 債 の 部          |        |
|--------------|--------|------------------|--------|
| I 流 動 資 産    | 26,711 | I 流 動 負 債        | 15,183 |
| 現金及び預金       | 8,205  | 支払手形及び買掛金        | 8,244  |
| 受取手形及び売掛金    | 12,375 | 短 期 借 入 金        | 3,935  |
| 商 品 及 び 製 品  | 4,346  | 1年内返済予定のリース債務    | 44     |
| 仕 掛 品        | 203    | 未 払 法 人 税 等      | 734    |
| 原材料及び貯蔵品     | 639    | 賞 与 引 当 金        | 394    |
| 繰 延 税 金 資 産  | 728    | 事業構造改善引当金        | 764    |
| そ の 他        | 304    | そ の 他            | 1,067  |
| 貸 倒 引 当 金    | △94    | II 固 定 負 債       | 3,632  |
| II 固 定 資 産   | 14,921 | リ ー ス 債 務        | 67     |
| (1) 有形固定資産   | 7,868  | 繰 延 税 金 負 債      | 521    |
| 建物及び構築物      | 1,692  | 役員退職慰労引当金        | 19     |
| 機械装置及び運搬具    | 1,725  | 環 境 対 策 引 当 金    | 22     |
| 土 地          | 4,246  | 退職給付に係る負債        | 2,446  |
| リ ー ス 資 産    | 61     | 資 産 除 去 債 務      | 7      |
| 建 設 仮 勘 定    | 68     | そ の 他            | 547    |
| そ の 他        | 74     | 負 債 合 計          | 18,816 |
| (2) 無形固定資産   | 53     | 純 資 産 の 部        |        |
| ソフトウエア       | 1      | I 株 主 資 本        | 19,992 |
| リ ー ス 資 産    | 43     | (1) 資 本 金        | 3,940  |
| そ の 他        | 9      | (2) 資 本 剰 余 金    | 4,155  |
| (3) 投資その他の資産 | 6,999  | (3) 利 益 剰 余 金    | 12,648 |
| 投 資 有 価 証 券  | 6,772  | (4) 自 己 株 式      | △752   |
| 繰 延 税 金 資 産  | 13     | II その他の包括利益累計額   | 1,666  |
| そ の 他        | 225    | (1) その他有価証券評価差額金 | 2,675  |
| 貸 倒 引 当 金    | △10    | (2) 為替換算調整勘定     | △430   |
| 資 産 合 計      | 41,632 | (3) 退職給付に係る調整累計額 | △578   |
|              |        | III 非支配株主持分      | 1,157  |
|              |        | 純 資 産 合 計        | 22,815 |
|              |        | 負 債 純 資 産 合 計    | 41,632 |

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                       |      |        |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 36,363 |
| 売 上 原 価               |      | 29,675 |
| 売 上 総 利 益             |      | 6,688  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 5,031  |
| 営 業 利 益               |      | 1,657  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 177  |        |
| 仕 入 割 引               | 31   |        |
| そ の 他                 | 45   | 254    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 27   |        |
| そ の 他                 | 69   | 97     |
| 経 常 利 益               |      | 1,814  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 0    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 698  | 699    |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 24   |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 9    |        |
| 事 業 構 造 改 善 費 用       | 833  | 867    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |      | 1,646  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 742  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △505 | 236    |
| 当 期 純 利 益             |      | 1,409  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |      | 113    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |      | 1,296  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）  
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 3,940   | 4,155 | 11,573 | △751 | 18,917 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       | △221   |      | △221   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |       | 1,296  |      | 1,296  |
| 自己株式の取得                 |         |       |        | △0   | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －     | 1,075  | △0   | 1,074  |
| 当 期 末 残 高               | 3,940   | 4,155 | 12,648 | △752 | 19,992 |

|                         | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |             |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,197                | △386         | △661                 | 1,149                 | 1,046       | 21,113    |
| 当 期 変 動 額               |                      |              |                      |                       |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                      |              |                      |                       |             | △221      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                      |              |                      |                       |             | 1,296     |
| 自己株式の取得                 |                      |              |                      |                       |             | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 477                  | △43          | 82                   | 516                   | 111         | 627       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 477                  | △43          | 82                   | 516                   | 111         | 1,702     |
| 当 期 末 残 高               | 2,675                | △430         | △578                 | 1,666                 | 1,157       | 22,815    |

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4 社

アラヤ特殊金属株式会社

大栄鋼業株式会社

P.T. パブリック アラヤ インドネシア

PT. アラヤ スチール チューブ インドネシア

非連結子会社の数 2 社

株式会社アラヤ工機

株式会社新家開発

非連結子会社の 2 社は営業規模が小さく、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも僅少であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社 2 社及び関連会社アトラス a r k 株式会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用しておりません。

#### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

P.T. パブリック アラヤ インドネシア 決算日：12月31日

PT. アラヤ スチール チューブ インドネシア 決算日：12月31日

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法により評価しております。

###### ② デリバティブ

時価法により評価しております。

###### ③ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
  - (イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - (ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。
  - ③ 事業構造改善引当金  
事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、その発生の見込額を計上しております。
  - ④ 役員退職慰労引当金  
一部の国内連結子会社において、役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - ⑤ 環境対策引当金  
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。  
ヘッジ手段……為替予約  
ヘッジ対象……製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引
  - ③ ヘッジ方針  
取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,652百万円

### (連結損益計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 事業構造改善費用  
事業構造改善費用は、当社関西工場内リム工場等の解体・撤去工事及び土壌改良工事に関連して発生したものであります。

(単位：百万円)

| 内 訳     | 金 額 |
|---------|-----|
| 建屋解体費用等 | 764 |
| 減損損失    | 62  |
| 土壌調査費用  | 6   |
| 計       | 833 |

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

|                    | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|--------------------|------------------|-------|-------|-----------------|
| 発行済株式総数<br>普 通 株 式 | 60,453,268       | —     | —     | 60,453,268      |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>の配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|---------------|------------|------------|
| 平成28年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 221百万円 | 4円            | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
次のとおり決議を予定しております。

| 決 議                  | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金<br>の総額 | 1株当たり<br>の配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|------------|---------------|------------|------------|
| 平成29年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金     | 276百万円     | 5円            | 平成29年3月31日 | 平成29年6月29日 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっています。デリバティブは、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクの回避を目的とした先物為替予約取引等であり、投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社では与信限度額検討会議等の決定に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照して下さい。）

（単位：百万円）

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額 |
|-----------------------------|----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金                  | 8,205          | 8,205   | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金               | 12,375         | 12,375  | —   |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,721          | 6,721   | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金               | (8,244)        | (8,244) | —   |
| (5) 短期借入金                   | (3,935)        | (3,935) | —   |

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で表示しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額50百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券には含めておりません。

(注3) 金融債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                                       | 1年以内   | 1年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------------------------------------|--------|--------------|------|
| 現金及び預金                                | 8,205  | —            | —    |
| 受取手形及び売掛金                             | 12,375 | —            | —    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの | —      | 400          | 350  |
| 合 計                                   | 20,581 | 400          | 350  |

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 当社グループは、東京都、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の土地、建物及び倉庫等を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価   |
|------------|-------|
| 697        | 5,625 |

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 391円65銭
2. 1株当たり当期純利益 23円44銭

# 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |        | 負 債 の 部                 |        |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| I 流 動 資 産         | 15,800 | I 流 動 負 債               | 8,292  |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,821  | 支 払 手 形                 | 1,493  |
| 受 取 手 形           | 1,520  | 買 掛 金                   | 2,009  |
| 売 掛 金             | 5,468  | 短 期 借 入 金               | 2,442  |
| 商 品 及 び 製 品       | 2,062  | リ ー ス 債 務               | 10     |
| 仕 掛 品             | 201    | 未 払 金                   | 249    |
| 原材料及び貯蔵品          | 565    | 未 払 費 用                 | 158    |
| 前 渡 金             | 8      | 未 払 法 人 税 等             | 617    |
| 前 払 費 用           | 98     | 未 払 消 費 税 等             | 119    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 427    | 前 受 金                   | 41     |
| 短 期 貸 付 金         | 567    | 預 り 金                   | 38     |
| そ の 他             | 70     | 賞 与 引 当 金               | 276    |
| 貸 倒 引 当 金         | △12    | 事業構造改善引当金               | 764    |
|                   |        | 設備関係支払手形                | 69     |
| II 固 定 資 産        | 12,758 | II 固 定 負 債              | 2,777  |
| 1 有 形 固 定 資 産     | 3,634  | 長 期 未 払 金               | 68     |
| 建 物               | 1,063  | 繰 延 税 金 負 債             | 715    |
| 構 築 物             | 48     | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,592  |
| 機 械 及 び 装 置       | 1,542  | 環 境 対 策 引 当 金           | 22     |
| 車 両 運 搬 具         | 3      | 長 期 預 り 金               | 379    |
| 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品   | 64     |                         |        |
| 土 地               | 836    | 負 債 合 計                 | 11,070 |
| リ ー ス 資 産         | 9      | 純 資 産 の 部               |        |
| 建 設 仮 勘 定         | 66     | I 株 主 資 本               | 14,837 |
|                   |        | 1 資 本 金                 | 3,940  |
| 2 無 形 固 定 資 産     | 1      | 2 資 本 剰 余 金             | 4,155  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 0      | 資 本 準 備 金               | 4,155  |
| リ ー ス 資 産         | 0      | 3 利 益 剰 余 金             | 7,493  |
|                   |        | (1) 利 益 準 備 金           | 860    |
| 3 投 資 そ の 他 の 資 産 | 9,122  | (2) そ の 他 利 益 剰 余 金     | 6,632  |
| 投 資 有 価 証 券       | 6,686  | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 258    |
| 関 係 会 社 株 式       | 2,113  | 別 途 積 立 金               | 5,050  |
| 出 資 金             | 0      | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,324  |
| 長 期 貸 付 金         | 189    | 4 自 己 株 式               | △752   |
| 長 期 前 払 費 用       | 26     | II 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 2,651  |
| そ の 他             | 106    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,651  |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 17,488 |
| 資 産 合 計           | 28,558 | 負 債 純 資 産 合 計           | 28,558 |

## 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                       |      |        |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 19,358 |
| 売 上 原 価               |      | 16,022 |
| 売 上 総 利 益             |      | 3,336  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 2,257  |
| 営 業 利 益               |      | 1,079  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 181  |        |
| そ の 他                 | 33   | 215    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 16   |        |
| そ の 他                 | 34   | 50     |
| 経 常 利 益               |      | 1,244  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 0    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 698  | 698    |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7    |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 447  |        |
| 事 業 構 造 改 善 費 用       | 833  | 1,288  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 654    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 623  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △274 | 349    |
| 当 期 純 利 益             |      | 305    |

## 株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）  
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株 主 資 本 |           |                 |           |                   |           |             |                 |      |            |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-------------|-----------------|------|------------|
|                               | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 | 利 益 剰 余 金 |                   |           |             |                 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                               |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金          |           |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |      |            |
|                               |         |           |                 |           | 固定資産<br>圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |      |            |
| 当 期 首 残 高                     | 3,940   | 4,155     | 4,155           | 860       | 262               | 5,050     | 1,236       | 7,409           | △751 | 14,753     |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |                 |           |                   |           |             |                 |      |            |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取<br>崩 |         |           |                 |           | △3                |           | 3           | －               |      | －          |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           |                 |           |                   |           | △221        | △221            |      | △221       |
| 当 期 純 利 益                     |         |           |                 |           |                   |           | 305         | 305             |      | 305        |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |                 |           |                   |           |             |                 | △0   | △0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）       |         |           |                 |           |                   |           |             |                 |      |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | －       | －         | －               | －         | △3                | －         | 87          | 84              | △0   | 83         |
| 当 期 末 残 高                     | 3,940   | 4,155     | 4,155           | 860       | 258               | 5,050     | 1,324       | 7,493           | △752 | 14,837     |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |        |
| 当 期 首 残 高               | 2,181            | 2,181          | 16,935 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 |                  |                | －      |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                | △221   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                | 305    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 469              | 469            | 469    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 469              | 469            | 553    |
| 当 期 末 残 高               | 2,651            | 2,651          | 17,488 |

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ② その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

###### (イ)所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

###### (ロ)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

##### (3) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、その発生の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(2) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年 6 月17日)を当事業年度に適用し、平成28年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3 月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 保証債務（関係会社の借入金に対する債務保証）
- P.T. パブリック アラヤ インドネシア

79百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権

関係会社に対する長期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債務

関係会社に対する長期金銭債務

5. 取締役に対する金銭債務
- 4, 243百万円

189百万円

110百万円

3百万円

68百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高
- 営業取引

売上高

仕入高

その他

営業取引以外の取引高
- 6, 514百万円

646百万円

0百万円

12百万円
3. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、当社関西工場内リム工場等の解体・撤去工事及び土壌改良工事に関連して発生したものであります。

(単位：百万円)

| 内 訳     | 金 額 |
|---------|-----|
| 建屋解体費用等 | 764 |
| 減損損失    | 62  |
| 土壌調査費用  | 6   |
| 計       | 833 |



## (株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|         | 当事業年度期首<br>株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---------|----------------|-------|-------|---------------|
| 普 通 株 式 | 5,147,221      | 5,791 | —     | 5,153,012     |

(注) 増加株式数の内訳は、全て単元未満株式の買取りによる増加であります。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                |          |
|----------------|----------|
| 退職給付引当金        | 487百万円   |
| 賞与引当金          | 85百万円    |
| 貸倒引当金          | 3百万円     |
| 環境対策引当金        | 6百万円     |
| 事業構造改善引当金      | 233百万円   |
| 投資有価証券評価損      | 39百万円    |
| たな卸資産評価損       | 25百万円    |
| 賞与引当金分社会保険料計上額 | 14百万円    |
| 未払事業税          | 39百万円    |
| 長期未払金          | 20百万円    |
| 固定資産償却超過額      | 22百万円    |
| 関係会社株式評価損      | 177百万円   |
| その他            | 15百万円    |
| 繰延税金資産小計       | 1,172百万円 |
| 評価性引当額         | △219百万円  |
| 繰延税金資産合計       | 953百万円   |

### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △1,114百万円 |
| 固定資産圧縮積立金    | △119百万円   |
| その他          | △7百万円     |
| 繰延税金負債合計     | △1,241百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | △288百万円   |

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(イ)有形固定資産

鋼管関連事業における生産伝票の自動収集による簡素化及び生産情報、営業情報をリアルタイムに共有するための生産管理システム（工具・器具・備品）であります。

(ロ)無形固定資産

鋼管関連事業における上記生産管理システムのソフトウェア及び各種設計用CADシステムのソフトウェアであります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

| 属性  | 会社等の名称                        | 議決権の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係               | 取引の内容                          | 取引金額<br>(注3)           | 科目             | 期末残高<br>(注3)      |
|-----|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------------------|------------------------|----------------|-------------------|
| 子会社 | アラヤ特殊金属株式会社                   | 所有<br>直接85%               | 当社製品の販売<br>原材料等の購入<br>役員の兼任 | 当社製品の売上（注1）<br>原材料等の仕入         | 6,211百万円<br>280百万円     | 売掛金<br>買掛金     | 3,565百万円<br>40百万円 |
| 子会社 | 大栄鋼業株式会社                      | 所有<br>直接100%              | 資金の援助<br>役員の兼任              | 資金の回収<br>利息の受取（注4）             | 30百万円<br>0百万円          | 長期貸付金          | 20百万円             |
| 子会社 | P.T. パブリック<br>アラヤ<br>インドネシア   | 所有<br>直接99.9%             | 債務保証の引受<br>資金の援助<br>役員の兼任   | 債務保証（注2）<br>資金の回収<br>利息の受取（注4） | 79百万円<br>35百万円<br>1百万円 | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 133百万円<br>24百万円   |
| 子会社 | PT.アラヤ<br>スチール チューブ<br>インドネシア | 所有<br>直接90%               | 資金の援助<br>役員の兼任              | 資金の回収<br>利息の受取（注4）             | 145百万円<br>4百万円         | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 433百万円<br>144百万円  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 取引条件については、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

（注2） 設備投資等に伴う銀行借入に対する保証であります。なお、債務保証に対する保証料は受け取っておりません。

（注3） 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

（注4） 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、貸付期間は半年から5年としております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 316円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5円52銭   |

## 連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書（謄本）

# 独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月 8 日

新家工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 辻 内 章 ④  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 伸 一 ④  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

新家工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 辻 内 章 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 伸 一 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書（謄本）

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

新家工業株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 笠 間 司 朗 ㊞

監 査 等 委 員 夏 住 要 一 郎 ㊞

監 査 等 委 員 西 尾 宇 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員 夏住 要一郎及び西尾 宇一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的かつ継続的な配当を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額276,501,280円

なお、中間配当を見送りましたので、当期の年間配当金は1株につき5円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

また、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準とし、現在の投資単位の水準が維持できるよう、当社株式について10株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

### 2. 株式併合の方法

#### （1）株式併合の割合

当社の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします。

#### （2）株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

#### （3）効力発生日における発行可能株式総数

1千6百万株

なお、株式併合により、会社法第182条第2項の規定に基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされます。

## 【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

（下線部が変更部分）

| 現行定款                                                                                                           | 変更案                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式<br>（発行可能株式総数）<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億6千万株</u> とする。<br>（単元株式数）<br>第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | 第2章 株式<br>（発行可能株式総数）<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1千6百万株</u> とする。<br>（単元株式数）<br>第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の一層の強化を図るため2名増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                             | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | さわ ともつ<br>澤 保<br>(昭和22年8月15日生)                                                                                                                                                                                                                              | 昭和45年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社常務取締役<br>平成24年6月 当社代表取締役社長、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>大同工業株式会社 社外取締役                                     | 106,100株               |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>澤 保氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                       |                                                                                                                                                 |                        |
| 2          | さか ぐち つとむ<br>阪 口 勉<br>(昭和22年6月29日生)                                                                                                                                                                                                                         | 昭和45年4月 当社入社<br>平成9年10月 当社経理部長<br>平成14年6月 当社取締役経理部長<br>平成22年6月 当社常務取締役経理部長<br>平成24年6月 当社代表取締役専務管理本部長<br>平成26年6月 当社代表取締役専務経営企画・管理本部・海外事業統括、現在に至る | 107,100株               |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>阪口 勉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経理・経営企画部門における豊富な経験と知識を有し、経営企画・管理本部・海外事業を統括する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                 |                        |



| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | さくま ひろし<br>佐久間 博<br>(昭和23年1月20日生) | 昭和45年6月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役営業本部鋼管営業部<br>東京営業所長<br>平成16年10月 当社取締役鋼管部門長補佐(営業担当)<br>兼鋼管営業部長<br>平成17年7月 当社取締役名古屋工場長<br>平成21年6月 当社取締役<br>アラヤ特殊金属株式会社常務取締役<br>平成24年6月 当社常務取締役<br>アラヤ特殊金属株式会社専務取締役<br>営業本部長<br>平成26年6月 当社専務取締役<br>アラヤ特殊金属株式会社<br>代表取締役社長(現任)<br>平成28年6月 当社専務取締役営業本部・資材・商品<br>開発統括、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>アラヤ特殊金属株式会社 代表取締役社長 | 89,100株                |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>佐久間 博氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、当社の営業部門・製造部門および当社グループの重要な販売会社であるアラヤ特殊金属株式会社の代表取締役社長としての豊富な経験と知識を有し、当社の営業本部・資材・商品開発を統括ならびにアラヤ特殊金属株式会社の経営・管理を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                        | き ど ぐち しげる<br>木戸 口 茂<br>(昭和22年 7 月21日生)     | 昭和45年 1 月 当社入社<br>平成10年 5 月 P.T. パブリック アラヤ インドネシア<br>取締役工場長<br>平成14年11月 当社山中工場長<br>平成20年 6 月 当社取締役千葉工場長<br>平成24年 6 月 当社常務取締役製造本部長兼関西工場長<br>平成24年 8 月 当社常務取締役製造本部長兼関西工場長<br>兼品質管理部長<br>平成26年 6 月 当社常務取締役製造本部・生産技術統括<br>兼製造本部長兼品質管理部長<br>平成28年10月 当社常務取締役製造本部・生産技術・技<br>術開発統括兼製造本部長兼品質管理部長<br>現在に至る | 68,000株                |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>木戸 口 茂氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門における豊富な経験と知識を有し、製造本部・生産技術・技術開発を統括ならびに製造・品質管理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                        | いち ざわ しゅん さく<br>一 澤 俊 作<br>(昭和25年 1 月 1 日生) | 昭和47年 4 月 当社入社<br>平成15年 6 月 当社総務部人事課長<br>平成19年11月 当社総務部 部長<br>平成24年 6 月 当社取締役総務部長<br>平成26年 6 月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長<br>平成28年 6 月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長<br>兼経営企画部長<br>平成28年 9 月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長<br>平成29年 5 月 当社常務取締役管理本部長、現在に至る                                                                         | 51,000株                |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>一澤俊作氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理・総務部門における豊富な経験と知識を有し、管理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                          |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 6          | いの<br>うえ とも<br>井 上 智 司<br>(昭和27年 7 月13日生) | 昭和48年 4 月 当社入社<br>平成16年10月 当社鋼管営業部東京営業所長<br>平成22年 7 月 当社製造本部資材部長<br>平成24年 6 月 当社取締役鋼管営業部長兼資材部長<br>平成26年 6 月 当社取締役営業本部長兼鋼管営業統括部長PT. アラヤ スチール チューブ<br>インドネシア業務管掌<br>平成27年 6 月 当社常務取締役営業本部長兼鋼管営業統括部長PT. アラヤ スチール チューブ<br>インドネシア業務管掌<br>平成28年 9 月 当社常務取締役営業本部長兼鋼管営業統括部長兼資材部長PT. アラヤ スチール<br>チューブ インドネシア業務管掌<br>平成29年 4 月 当社常務取締役営業本部長兼鋼管営業統括部長PT. アラヤ スチール チューブ<br>インドネシア業務管掌、現在に至る | 42,000株                |
|            |                                           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>井上智司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業・資材部門における豊富な経験と知識を有し、営業部門ならびに海外子会社であるPT. アラヤ スチール チューブ インドネシアを管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準を踏まえた結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                                                |                        |
| 7          | かみ むら けい いち<br>上 村 恵 一<br>(昭和27年11月24日生)  | 昭和50年 4 月 当社入社<br>平成14年 7 月 当社経理部経理課長<br>平成23年11月 当社経理部 部長<br>平成24年 6 月 当社取締役経理部長、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社新家開発 代表取締役社長                                                                                                                                                                                                                                                       | 47,100株                |
|            |                                           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>上村恵一氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経理部門および子会社である株式会社新家開発の代表取締役社長としての豊富な経験と知識を有し、経理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                                                           |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 8                                                                                                                                                                                                                                                        | やす なか つとむ<br>安 仲 勤<br>(昭和30年 9 月23日生)           | 昭和56年 2 月 当社入社<br>平成12年 7 月 当社名古屋工場技術課長<br>平成22年 7 月 当社技術本部技術開発部長<br>平成24年 7 月 PT.アラヤ スチール チューブ インド<br>ネシア 代表取締役社長<br>平成26年 6 月 当社取締役海外事業統括部長<br>平成28年 9 月 当社取締役経営企画部長兼海外事業統括<br>部長、現在に至る                                                                                                   | 29,000株                |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>安仲 勤氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造・経営企画部門における豊富な経験と知識を有し、経営企画・海外事業部門を掌管する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                        | ※<br>ない とう つね よし<br>内 藤 常 美<br>(昭和33年 7 月 5 日生) | 昭和56年 4 月 当社入社<br>平成15年11月 当社輪界営業部特販課 課長<br>平成18年 6 月 当社輪界営業部輪界営業課長<br>平成22年 7 月 当社営業本部輪界営業部輪界営業課長<br>平成25年11月 当社営業本部輪界営業部 部長<br>平成26年 6 月 当社営業本部輪界営業統括部輪界営業<br>部長兼輪界営業部輪界営業課長<br>平成28年 2 月 当社営業本部輪界営業統括部輪界営業<br>統括部長兼輪界営業部長<br>平成28年 6 月 当社営業本部輪界営業統括部長兼輪界営<br>業部長兼鋼管営業統括部統括部長補佐、<br>現在に至る | 6,000株                 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>内藤常美氏は、新任の取締役候補者であり、当社の輪界営業統括部長や鋼管営業統括部統括部長補佐を務める等、営業部門における豊富な経験と知識を有しております。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。                                         |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                    | 氏 名<br>(生 年 月 日)                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                              | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 10                                                                                                                                                                                                                                            | ※<br>きた むら てつ や<br>北 村 哲 也<br>(昭和33年12月18日生) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年11月 当社技術本部技術部設計課 課長<br>平成21年7月 当社生産技術部生産技術課長<br>平成22年7月 当社技術本部生産技術部生産技術課長<br>平成24年6月 当社技術本部生産技術部長<br>平成25年1月 当社技術本部技術開発部長兼生産技術部長<br>平成28年10月 当社名古屋工場長、現在に至る | 6,000株                 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>北村哲也氏は、新任の取締役候補者であり、当社の生産技術部長、技術開発部長、名古屋工場長を務める等、製造部門における豊富な経験と知識を有しております。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。                                |                                              |                                                                                                                                                                                  |                        |
| 11                                                                                                                                                                                                                                            | ※<br>はま だ てつ ひろ<br>浜 田 哲 洋<br>(昭和35年1月20日生)  | 平成25年1月 当社入社<br>アラヤ特殊金属株式会社取締役管理本部長兼総務部長兼審査部長兼情報システム部長<br>平成28年5月 アラヤ特殊金属株式会社取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長兼審査部長兼情報システム部長<br>平成29年5月 当社総務部長、現在に至る                                            | 5,000株                 |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>浜田哲洋氏は、新任の取締役候補者であり、当社の総務部長および当社グループにおける重要な販売会社であるアラヤ特殊金属株式会社の管理部門を掌管する取締役を務める等、管理部門における豊富な経験と知識を有しております。<br>以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                              |                                                                                                                                                                                  |                        |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年3月25日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、直近では平成26年6月26日開催の第150期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続しておりますが、その有効期間は平成29年6月開催予定の第153期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論を踏まえて、現プランの継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

その結果、平成29年5月12日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む取締役12名全員の一致により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続することを決議いたしました（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第18条の規定に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にも本プラン継続のご承認をお願いするものであります。

また、現時点において、当社株式の大量買付けに関する具体的な申入れ等は一切ございません。

##### 【本プランの主な変更点】

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴う文言の修正
- ②その他語句の修正、文言の整理等

#### I. 会社の支配に関する基本方針の内容

##### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

##### 2. 会社の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられる者

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、I. 1. 記載の基本的な考え方から、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

例えば、その目的、方法等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収を行おうとする者、株主の皆様にも株式の売却を事実上強要するおそれのある買収を行おうとする者、または当社株主の皆様にも買収提案の内容を検討・判断するための十分な情報や期間を提供しない買収を行おうとする者等については、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## Ⅱ. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の経営理念

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

一、常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する

一、公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する

一、自然と調和し国際社会と共生する

一、お客様を大切にし、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

### 2. 社会のニーズに柔軟かつ確に対応する体制作り

当社は明治36年創業以来114年におよぶ歴史の中で培われた製造技術とりわけ金属加工の分野において「信頼度の高い技術」の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ確に対応する体制作りを積極的に進めております。

### 3. 品質改善活動と環境との調和・協調等によるCSRを果たす取組みの積極的な推進

また全社でISOマネジメントシステム（品質・環境）を導入し、国際規格に適合した独自の基準・精度のもと、開発から設計、生産などの全工程で製品の品質保証を行い、提案制度や小集団活動などによる品質改善活動を進め、企業体質強化に注力しております。

さらに地球環境との調和・協調に貢献すべく、環境方針を定め事業活動の社会的責任（CSR）を果たす取組みを積極的に推進しております。

### 4. 社会との共生関係に基盤を置いた経営の推進

Ⅱ. 2. のとおり、当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

### 5. コーポレート・ガバナンスに対する取組み

Ⅱ. 1. のとおり、当社は、「公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する」ことを経営理念の一つとしており、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めて企業の社会的使命と責任を果たし、企業価値の向上を図るべくコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。



取締役会は、取締役12名（取締役（監査等委員であるものを除きます。）9名、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役））で構成され、毎月1回の定例開催や必要に応じた臨時開催により、経営の基本方針や重要事項を協議するとともに、業績の進捗についても議論し対策等を検討しています。

また、役付取締役を主メンバーとする経営企画会議を適宜開催し、各事業分野や各機能の重要課題を確認する体制も構築しています。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名で構成しております。取締役会には監査等委員である取締役全員が出席し、取締役（監査等委員であるものを除きます。）とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、取締役会における議決権行使を通じて、取締役（監査等委員であるものを除きます。）の職務執行の監査・監督機能を果たしています。

さらに、常勤の監査等委員である取締役は、社内の重要な会議に必ず出席し、監査等委員である取締役全員が重要な決裁文書を閲覧するとともに取締役（監査等委員であるものを除きます。）、使用人から報告を受けるなど、取締役（監査等委員であるものを除きます。）の職務の執行を十分に監査・監督しています。

また、当社では、内部統制の徹底とリスク管理に万全を期す目的で、社長直轄の内部監査室を設置し、必要に応じて総務部及び経理部においてサポートを行っています。さらに、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。コンプライアンス委員会は全ての取締役で構成され、内部監査室の参加のもと総務部を事務局として、当社グループのコンプライアンス状況、内部統制システム及び財務報告にかかる内部統制等について協議を行っております。

### Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社は、1. 2. のとおり、当社株式に対する大量買付け等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、不適切な株式の大量買付けにより、会社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性が生じる状況も見受けられます。また、平成29年3月31日現在の当社の大株主の状況は、7頁に記載のとおりとなっており、株式は金融機関、国内法人、外国法人及び個人等に広く分散して保有され、安定的な大株主が存するわけではなく、今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けが行われる可能性を否定することはできません。

そのため、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付けが行われた場合に、株主の皆様が適切な判断を行うために、必要な情報や時間を確保し、



大量買付者との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが必要不可欠であり、これは企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

そこで、大量買付け時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現プランの内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

## 2. 本プランの概要とその合理性を高める取組み

### (1) 本プランの概要

本プランは、Ⅲ. 3. に定める当社株券等の大量買付者に対し、Ⅲ. 4. のとおり大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、Ⅲ. 5. に定める新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）もしくは会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置（以下、本新株予約権の無償割当てを含むこれらの対抗措置を総称して「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動する買収防衛策です。

また、大量買付者出現時の対応にかかる手続の流れは概ね【別紙1】のとおりとなっています。

### (2) 本プランの合理性を高める取組み

#### a. 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本定時株主総会終結の時から3年間継続されるものであり、その継続にあたっては、株主の皆様の意思を尊重し、反映させることとしております。また、本プランは、有効期間の満了前であっても株主総会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、株主の皆様の意思により廃止することができます。

#### b. 独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること

本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置発動の最終的な判断を行うこととしておりますが、その判断にあたっては合理性、客観性、公正性及び透明性を担保するため、社外の独立した委員から構成される独立委員会を設置します（独立委員会規則の概要については【別紙2】を、独立委員会委員の氏名及び略歴については【別紙3】をご参照ください。）。

当社取締役会は独立委員会による対抗措置発動の適否等についての判断と勧告を最大限尊重することとし、取締役会による恣意的な判断を防止いたします。なお、独立委員会は必要に応じ、外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）による専門的見地からの助言を得、判断の参考とすることもできます。

- c. 対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること

本プランは本新株予約権の無償割当て等を対抗措置の内容とするものですが、Ⅲ. 5. (1) 記載のとおり、その発動を、大量買付者による手続不遵守があった場合や大量買付けがあらかじめ定める一定の類型に該当する場合といった合理的かつ客観的な要件にかからしめることにより、透明性・予測可能性を高めるとともに、 unnecessary 場合にまで対抗措置が発動されることのないようにしています。

- d. 有効期間を3年としていること（いわゆるサンセット条項）

本定時株主総会において本プランの継続についてのご承認をいただいた後も、本プランは有効期間を3年と限定し、3年に一度、定時株主総会において、株主の皆様から本プランの継続の可否をお諮りすることとします。そして、株主の皆様から本プランのそれ以上の継続についてのご賛同が得られない場合には、本プランはそれ以上継続せず、廃止するものとします。

- e. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役会の決議により廃止できることとしているため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議されてもおお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）でないことはもとより、スローハンド型買収防衛策でもありません。なお、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期は1年であり、任期が2年である監査等委員である取締役についても期差選任制を採用しておらず、また取締役選任のための決議要件についても加重していません。

- f. 事前開示を充実させること

本プランの内容については、本開示により、極力明らかにしているところですが、今後、大量買付者の出現や買収提案の内容、同提案に対する当社取締役会の意見表明、独立委員会における判断結果等、株主の皆様判断材料となる事実については、適時適切に開示を行うこととします。

### 3. 本プランの対象となる買付け等

本プランは、以下に記載する①もしくは②に該当する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「大量買付け等」といい、大量買付け等を行おうとする者を「大量買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け等

- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注3）「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注4）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じとします。

(注5)「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注6)「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7)「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

#### 4. 大量買付者出現時の対応にかかる手続の概要

##### (1) 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付け等の実行に先立ち、当社に対して、本プランに従う旨の誓約及び以下に掲げる事項等を当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

- ① 大量買付者の名称
- ② 住所または所在地
- ③ 代表者の役職・氏名
- ④ 事業目的及び事業内容
- ⑤ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の名称、住所または所在地、代表者の役職・氏名、事業目的及び事業内容
- ⑥ 大量買付者が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況
- ⑦ 国内連絡先
- ⑧ 設立準拠法
- ⑨ 提案する大量買付け等の概要等
- ⑩ 大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策の概要
- ⑪ 大量買付け等の後の当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に関する対応方針の概要

##### (2) 必要情報の提供

当社取締役会は、Ⅲ. 4. (1) の意向表明書の記載に不備がある場合を除き、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日（注8）以内に、株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、当社取締役会に対して、当社所定の書式により日本語で本必要情報を提供していただきます。

なお、本必要情報の内容の一部を例示すると以下のとおりですが、本必要情報の内容はこれらに限定されるものではありません。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業目的及び事業内容、資本構成、財務内容、当該大量買付け等と同種の過去の取引の詳細、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 大量買付け等の目的、方法及び内容（大量買付け等の対価の種類・価額、大量買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付け等の方法の適法性、大量買付け等の実行の可能性等を含みます。）

- ③ 大量買付け等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付け等にかかわる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大量買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大量買付け等に際しての共同保有者、特別関係者及び関連者（注10）との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容及び当該意思連絡がある者の概要
- ⑥ 大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 大量買付け等の後の当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に関する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は本必要情報を精査し、内容が不十分と判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、取締役会等を通じて追加的に情報提供を求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会は、独立委員会が大量買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、速やかに本必要情報の提供が完了した旨を大量買付者に通知します。

（注8）「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注9）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者といい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注10）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、またはその者と共同もしくは協調して行動する者を意味します。なお、「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいいます。

### （3）大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、引き続き意向表明書及び本必要情報の提供を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

### （4）独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大量買付者から意向表明書及び本必要情報が提供された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上の観点から、意向表明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要時間を考慮して適宜回答期限（原則30日以内とします。）を定めた上、大量買付け等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することがあります。

(5) 独立委員会による大量買付け等の内容の検討作業

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。ただし、独立委員会は、Ⅲ. 4. (6) c. のとおり、必要に応じ、通算して最長30日を超えない範囲で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができますものとします。そして、独立委員会は、独立委員会検討期間において大量買付け等の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から、当該大量買付け等の内容を改善させるために必要であれば、当社取締役会等を通じて当該大量買付者と協議・交渉等を行います。

大量買付者は、独立委員会が当社取締役会等を通じて検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(6) 独立委員会における判断

独立委員会は、大量買付者が出現した場合において、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

a. 本新株予約権の無償割当て等の実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②ないし⑧に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無に関わらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当し、または本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でないと判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等の中止または変更を行うことがあります。例えば、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした場合、新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当ての中止（以下「本新株予約権の無償割当ての中止」といいます。）、新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、新株予約権を無償にて取得すること（以下「本新株予約権の無償取得」といいます。）を当社取締役会に対し勧告することができるものとします。

- ① 当該勧告後、大量買付者が大量買付け等を撤回した場合、その他大量買付け等が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②ないし⑧に定める要件のいずれにも該当しなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当て等の実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対し、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当て等に関する議案の付議を勧告することができるものとします。



b. 本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守し、大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②ないし⑧に定める要件のいずれにも該当せず、かつ本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無に関わらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②ないし⑧に定める要件のいずれかに該当するに至った場合、または本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施することを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。

c. 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとし、延長期間は通算して最長で30日を超えないものとします。

(7) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等(Ⅲ. 4. (6) a. に定める本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。)に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当て等の決議に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当社取締役会は当該株主総会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を付議するものとし、当該株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、株主総会において本新株予約権の無償割当て等に係る決議がなされた場合には、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当て等に必要な手続を遂行します。

なお、大量買付者は、本プランに定める手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議がされるまでの間、大量買付け等を実行してはならないものとします。

(8) 株主の皆様に対する情報開示

当社は、独立委員会の判断を参考として、大量買付者の出現、意向表明書及び本必要情報の提供、本必要情報の提供の完了、独立委員会検討期間の開始、独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由、独立委員会検討期間の終了、当社取締役会の独立委員会に対する代替案の提供、独立委員会による勧告、当社取締役会による本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議、当社取締役会による株主総会招集の決議、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会の決議にかかる事実、その内容等に関する情報を、株主の皆様に対し適時適切に開示します。

5. 本新株予約権の無償割当ての内容等

(1) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、大量買付け等が次に掲げる要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合、当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。なお、本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議は、必ず独立委員会の判断及び勧告を経て行われます。

① 本プランに定める手続きを遵守しない大量買付け等である場合

② 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付け等である場合

ア. 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な資産等を大量買付者またはそのグループに取得させる等、当社の犠牲のもとに大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為

ウ. 当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為

エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付け等である場合

④ 当社取締役会に、当該大量買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる大量買付け等である場合

⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他の大量買付け等の内容を判断するために必要かつ十分な情報が提供されない場合

- ⑥ 大量買付け等の条件（大量買付け等の対価の種類・価額、大量買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付け等の方法の適法性、大量買付け等の実行の可能性、大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策、ならびに大量買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に関する対応方針等を含みますがこれらに限られません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上にかんがみ不相当な大量買付け等である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、債権者など当社にかかる利害関係者との関係、または当社の社会的信用もしくはブランド価値を著しく損なうような大量買付け等である場合
- ⑧ その他①ないし⑦に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付け等である場合

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社は、当社取締役会決議または株主総会決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき、一定の行使条件及び取得条項を付した新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての詳細については、【別紙4】をご参照ください。

6. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て等は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合、当該決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則としてその保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、新株予約権の権利行使期間内に金銭の払い込みその他Ⅲ. 6. (3)に記載する新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、Ⅲ. 6. (3) c. に記載する手続により、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項2. (4)」に定める新株予約権を行使することができない者（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後においても、当社は、Ⅲ. 4. (6) a. に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償



取得する場合があります。これらの場合、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

a. 新株予約権の割当手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様には新株予約権が無償で割り当てられます。

なお、割当対象株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

b. 新株予約権の行使手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、新株予約権1個当たり1円以上で新株予約権無償割当決議において定める価額に相当する金銭を払込取扱所に払い込むことにより、新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

c. 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、原則として1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただきます。

なお、新株予約権無償割当決議において、非適格者からの新株予約権の取得その他取得に関する事項について定められた場合には、当社はかかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知しますので、当該内容をご確認ください。

7. 本プランの有効期間と継続及び廃止・変更

本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、継続後の本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から平成32年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とし、以降、本プランの継続

(一部修正した上での継続を含みます。)については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることを条件とします。

ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間の満了前であっても、独立委員会の承認を得た上で、株主総会決議の趣旨に反しない限りにおいて本プランを修正・変更、廃止することができるものとします。

なお、本プランの継続以後、法令の新設または改廃により、本プランの条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨を考慮の上、本プランの条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針に適合していること

本プランは、I. 記載の会社の支配に関する基本方針に沿いかつ平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。

2. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

I. 記載のとおり、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

3. 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと

IV. 2. 記載のとおり、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。

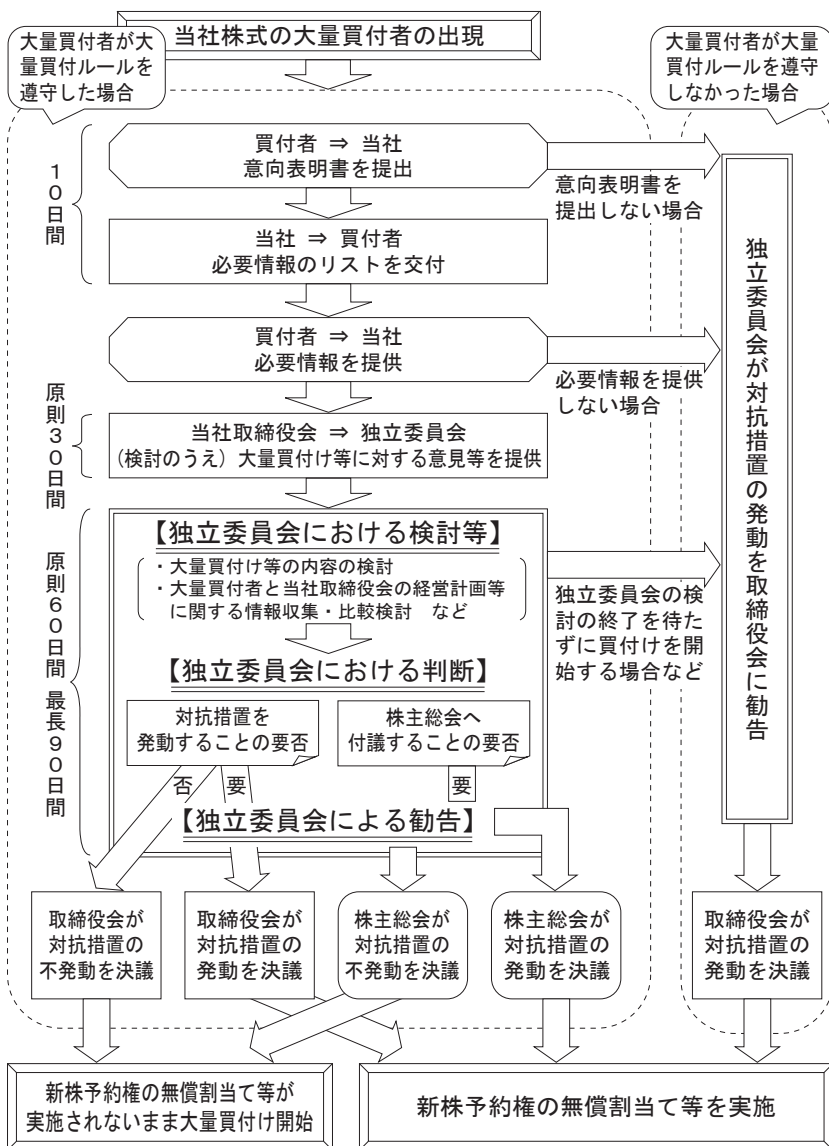
このことは、III. 2. 記載のとおり、本プランが、株主の皆様の意思を重視するものであること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。

4. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

III. 1. 記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

【別紙 1】 大量買付者出現時にかかる手続の流れの概要



(注) 本図は、大量買付者出現時の対応にかかる手続の内容の理解の一助となるよう、あくまで概要をイメージとしてわかりやすく表示した参考資料ですので、ルールの詳細については本文をご覧ください。

## 【別紙2】 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役または社外の有識者のいずれかに該当するものの中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通するもの、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずるものでなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結したものでなければならぬ。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、社外取締役であった独立委員会委員が取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含む。）に関する決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当て等の実施が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施（本新株予約権の無償割当て等の実施につき当社株主総会へ付議することを含む。）
  - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止または変更
  - ③ 本新株予約権の無償取得
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に掲げる事項を行う。
  - ① 当該買付け等が本プランの対象となる大量買付け等に該当するか否かの判断
  - ② 大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報・資料等の提供の要求及びその回答期限の決定
  - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長・再延長の決議
  - ④ 大量買付け等の内容の精査・検討
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提示の要求、代替案の検討
  - ⑥ 当社取締役会を通じた大量買付者との交渉・協議
  - ⑦ 本プランの修正・変更、廃止にかかる承認

- ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会で行うことができるものと定めた事項
- 6. 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から、大量買付け等の内容を改善させるために必要であれば、当社取締役会等を通じて大量買付者と協議・交渉を行うものとする。
  - 7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認めるものの出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - 8. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - 9. 各独立委員会委員は、大量買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - 10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故ある時その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

【別紙３】 独立委員会委員の氏名及び略歴

高 村 順 久 （昭和19年 9月23日生）  
昭和46年 4月 弁護士登録 野島法律事務所 入所  
昭和56年 4月 清水・高村法律事務所  
（現 弁護士法人サン総合法律事務所） 開設  
平成10年 4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事  
平成20年 6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
社外監査役

（注）高村順久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 野 吉 隆 （昭和27年9月25日生）  
昭和51年11月 監査法人中央会計事務所 入所  
昭和56年 8月 公認会計士登録  
平成 9年 9月 中央監査法人 代表社員  
平成19年 8月 公認会計士西野吉隆事務所 開設  
平成20年 6月 当社 社外監査役  
平成22年 1月 税理士登録  
平成27年 6月 株式会社ニチダイ 社外取締役（監査等委員）（現任）

（注）西野吉隆氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 尾 宇一郎 （昭和30年 3月 7日生）  
昭和57年 3月 公認会計士登録  
昭和58年12月 税理士登録  
平成11年 7月 監査法人誠和会計事務所 代表社員  
平成13年 7月 日本公認会計士協会理事  
平成14年 7月 監査法人トーマツ 代表社員  
平成17年 4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現任）  
平成18年 6月 松下電工株式会社 社外監査役  
平成27年 3月 ザ・パックス株式会社 社外監査役（現任）  
平成27年 6月 当社 社外取締役  
平成28年 6月 ケイミュー株式会社 社外監査役（現任）  
平成28年 6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

（注）西尾 宇一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【別紙4】 新家工業株式会社 新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

2. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当ての取締役会決議または株主総会決議（以下「新株予約権無償割当決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

a. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、新株予約権の行使により発行される当社株式及び新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとする。

b. 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

c. 2. (1) a. に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

「行使価額」とは、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額のことであり、1円以上で新株予約権無償割当決議において別途定める価額とする。



### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、2.（7）b.の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

### (4) 新株予約権の行使条件

- a. ①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、⑤上記①ないし④に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または⑥上記①ないし⑤に該当する者の特定関連者（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、原則として新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおりに定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味する。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味する。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味する。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味する。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味する。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。



- ⑤ ある者の「特定関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいう。
- b. 2. (4) a. にかかわらず、次の①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社を意味する。）または当社の関連会社（同第5項に規定する関連会社を意味する。）
- ② 当社を支配する意図がなく2. (4) a. ①に記載する要件に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者であって、かつ、2. (4) a. ①の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記2. (4) a. ①の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、2. (4) a. ①の特定大量保有者に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会は別途認めることができる。）
- c. 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- d. 新株予約権を有する者が本2. (4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

- a. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- b. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。この場合、非適格者以外の者は、別途、自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出する。

(8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

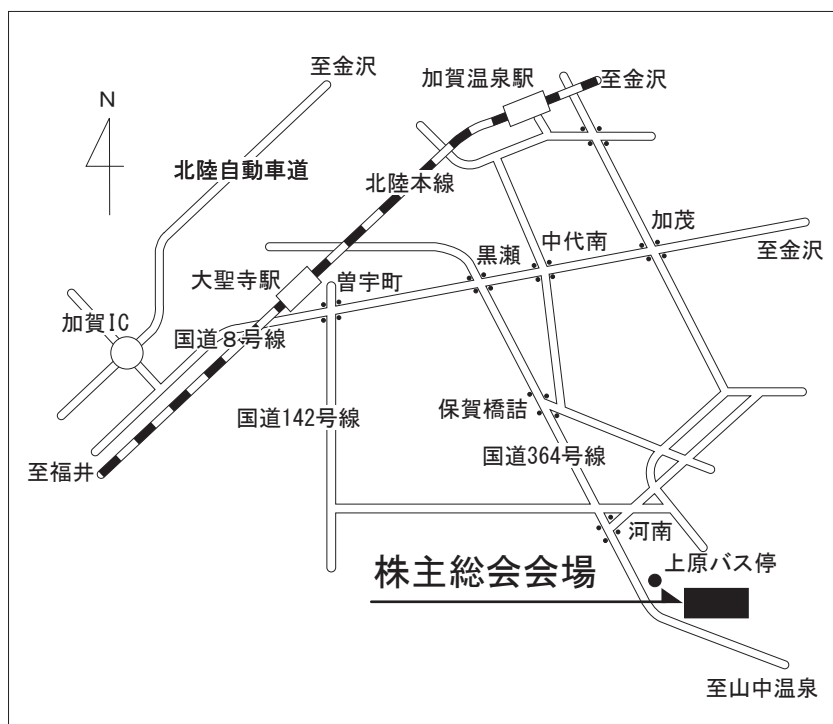
本プランの継続以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

M E M O

## 株主総会会場ご案内略図

会場 石川県加賀市山中温泉上原町ルの3  
当社山中工場  
電話 (0761) 78-0222



JR北陸本線・加賀温泉駅下車——加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車  
——（所要時間約30分）——上原バス停下車——徒歩1分

